

(その1)



# 収 支 報 告 書

令和 3 年 分  
 (令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 山口県 古賀ひろかず後援会  
 (ふりがな) こが ひろかず こうえんかい
- 2 主たる事務所の所在地 山口県下松市大字西豊井269-3
- 3 代表者の氏名 古賀寛三
- 4 会計責任者の氏名 古賀靖丈

事務担当者

(氏名) 古賀靖丈

(電話) 090-4891-1420

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分

政党  政治資金規正法第18条の2  
 政党の支部 第1項の規定による政治団体  
 政治資金団体  その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等  同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有  
 無

公職の種類 山口県議会議員

資金管理団体の届出をした者の氏名 古賀寛三

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項  
 第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年 3月 29日

政治団体の名称 吉賀ひろかず後援会

会計責任者の氏名 吉賀靖夫

代表者の氏名  
(解散の場合に限る。)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。